

# 東通村避難計画

## 原子力編

(平成26年3月31日作成)

(平成28年7月21日修正)

(平成28年9月9日修正)

(平成29年11月8日修正)

(平成30年2月20日修正)

東通村



## 目 次

### 東通村避難計画（原子力編）作成方針

1. 計画の基本的事項	
1-1. 本計画の趣旨	1
1-2. 本計画の位置づけ	1
1-3. 本計画の修正	2
1-4. 本計画の作成または修正に際し参考とすべきもの	3
1-5. 他避難計画との関係	3
2. 避難計画の対象範囲	
2-1. 本計画の対象範囲	5
2-2. 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲及び人口	5
3. 避難計画の基本方針	
3-1. 緊急事態区分等の概要	6
3-2. 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の防護措置	6
4. 避難方法および避難経路	
4-1. 避難方法	8
4-2. 学校施設及び児童が通所する社会福祉施設の対応	9
4-3. 関係機関の状況	9
4-4. 緊急時モニタリング結果に基づく避難経路の選定及び避難誘導中の環境放射線モニタリング	10
4-5. 残留者への対応	10
4-6. 避難誘導時の食料等の支給について	10
4-7. 避難時の住民における留意事項	10
4-8. 誘導時の村職員における留意事項	10
4-9. 避難を円滑に行うための対応	10
5. 避難行動要支援者等への支援	
5-1. 避難行動要支援者（在宅）への支援	19
5-2. 医療福祉施設入所者への対応	19
5-3. 放射線防護対策施設の対応	19
5-4. 受入施設の確保	19
6. 安定ヨウ素剤の配布、服用等	
6-1. 安定ヨウ素剤の配布、服用に係る方針	20
6-2. P A Z への安定ヨウ素剤の事前配布	20
6-3. P A Z への安定ヨウ素剤の緊急配布	20
6-4. U P Z への安定ヨウ素剤の緊急時配布	20
7. 避難等に関する広報、情報伝達	
7-1. 広報手段	23
7-2. 主な広報内容	23

7-3. 関係機関への指示、情報伝達	24
8. 避難の実施	
8-1. 避難実施計画（案）の準備	25
8-2. 避難実施計画の作成時期	25
8-3. 避難実施計画の作成者	25
8-4. 避難実施計画の周知	25
8-5. 避難の実施	25
参考資料	
用語解説	26

# 1 計画の基本的事項

## 1-1. 本計画の趣旨

平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、平成24年6月には、災害対策基本法および原子力災害対策特別措置法（以下、原災法という。）等の関係法令の改正がなされ、平成24年10月には原子力規制委員会により新たに原子力災害対策指針が策定された。

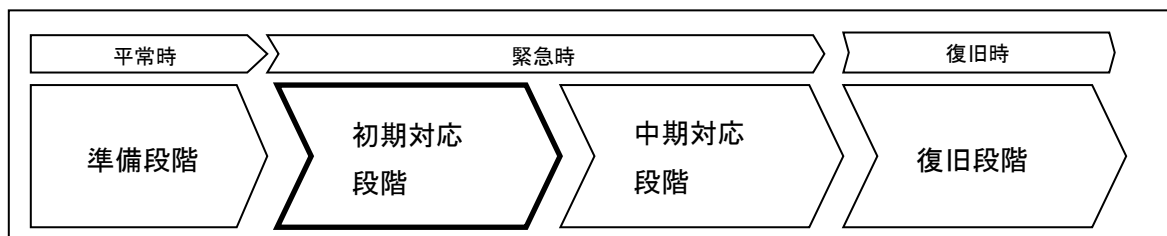
また、平成26年2月には青森県地域防災計画（原子力編）が修正され、平成26年4月に東通村地域防災計画（原子力編）を修正した。なお、これらの関係法令、指針、計画等については、必要に応じて適宜修正がなされているものである。

これらを踏まえ、福島第一原子力発電所の事故を教訓とし、東通村地域防災計画（原子力編）の修正において、新たに盛り込まれた、原子力災害対策重点区域の拡大や広域避難への対応などを踏まえた東通村避難計画（原子力編）（以下「避難計画」という。）を予め作成するものである。

## 1-2. 本計画の位置づけ

- ① 東通村地域防災計画（原子力編）【第2章第8節「避難収容活動体制の整備」の「1. 避難計画の作成」】に基づき、村民（医療福祉施設、学校及び児童が通所する社会福祉施設等、不特定多数の者が利用する施設等の別に作成する避難計画の対象者を除く）を対象として作成する避難計画である。
- ② 本計画は原子力災害時における初期対応段階の防護措置等に関する対応について定める。

《緊急事態の段階》



## 【東通村地域防災計画（原子力編）第2章第8節抜粋】

### 1. 避難計画の作成

村は、国、県、関係周辺市町村、原子力事業者、その他防災関係機関の協力のもと、村民の屋内退避及び避難誘導のための計画を作成するものとする。

- (1) 村は、P A Zについて、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、施設敷地緊急事態発生時には施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置が必要な者をいう。以下同じ。）の避難、原子力緊急事態宣言発出時には直ちに避難可能な体制を構築するものとする。
- (2) 村は、U P Zについて、P A Zの住民避難が先行して行われるため、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避等を行うことを原則とし、避難計画を作成するものとする。
- (3) 避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は原子力災害対策を重点的に実施すべき地域外とする。よって、村の境界を越えた広域の避難（以下、「広域避難」という。）計画の作成が必要となることから、国及び県が中心となって避難先市町村との調整を図るものとする。
- (4) 地域コミュニティの維持に着目し、同一地域の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。

- ③ 本計画に基づき、予め作成する「避難実施計画（案）」を東通村地域防災計画（原子力編）に定める防災対策上必要とされる資料の1つである「各地区ごとの避難計画」とする。
- ④ なお、原子力災害時には被害や事故の状況等を踏まえ、避難実施計画（案）を参考として、避難実施計画を作成し、避難を実施する。

### 1-3. 本計画の修正

- ① 関係法令等や原子力災害対策指針の改正、青森県地域防災計画（原子力編）が修正された場合には、速やかに東通村地域防災計画（原子力編）及び本計画についても整合性等の確認を行い、必要に応じて修正する。
- ② 本計画の修正にあたっては、青森県と関係市町村、関係機関による原子力災害避難対策検討会や各種打合せの内容を踏まえ、最新の知見を反映することとする。

#### 1－4. 本計画の作成または修正に際し参考とすべきもの

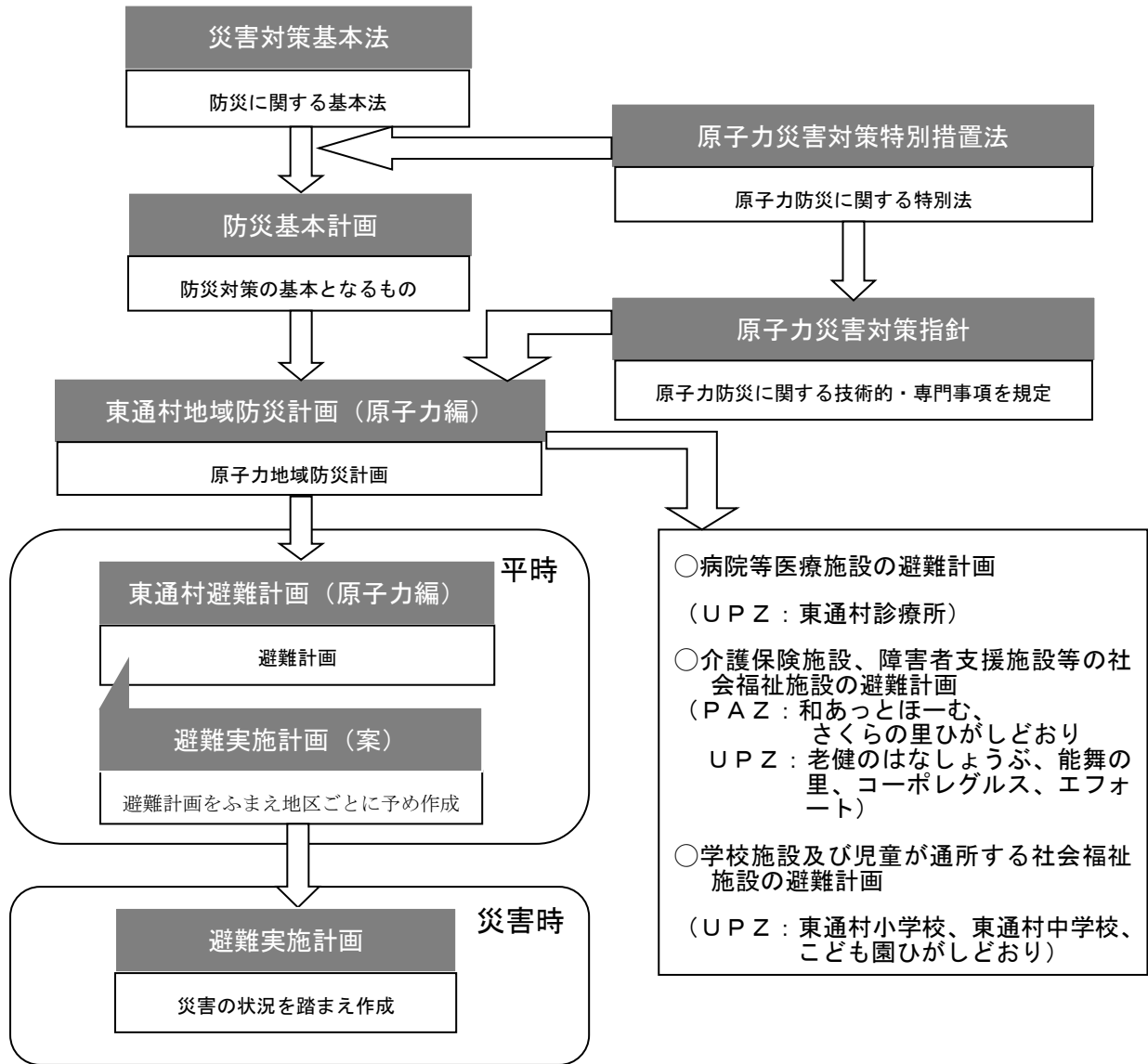
- ・ 原子力災害対策指針
- ・ 青森県地域防災計画（原子力編）
- ・ 東通村地域防災計画（原子力編）
- ・ 東通原子力発電所の原子力災害時における広域避難の基本的な考え方

#### 1－5. 他避難計画との関係

東通村地域防災計画（原子力編）において作成することとしている次の計画については、各避難計画の作成者において、県、村と連携し本計画を踏まえ、作成・修正するものとする。なお、各避難計画に定めのない事項は、本計画を参考として、防護措置を実施する。

- ・ 病院等医療施設の避難計画
- ・ 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の避難計画
- ・ 学校施設及び児童が通所する社会福祉施設の避難計画
- ・ 不特定多数の者が利用する施設の避難計画

○図 1-1 東通村避難計画（原子力編）及び避難計画の体系図





## 2 避難計画の対象範囲

### 2-1. 本計画の対象範囲

本計画の範囲は村内全域（医療福祉施設、学校施設等を除く）とする。

### 2-2. 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲及び人口

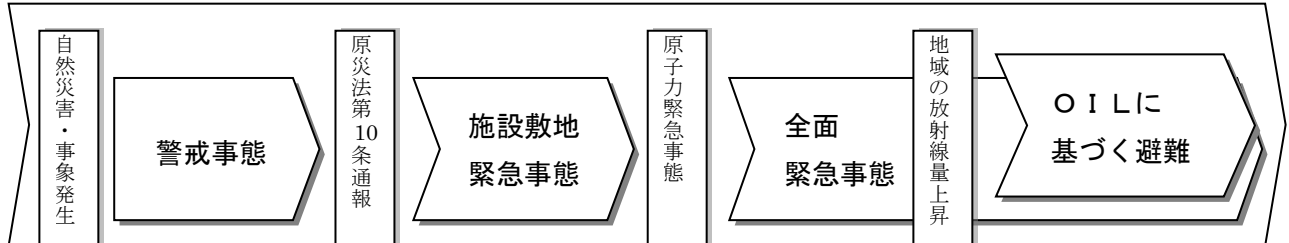
H29.3月末現在 住民基本台帳

区域	発電所からの距離	地区	世帯数	人口	計
予防的防護措置 を準備する区域 (PAZ)	0~5km	小田野沢	359	825	2,794
		老部	369	823	
		白糠	486	1,146	
緊急時防護措置 を準備する区域 (UPZ)	5km~10km	上田代	17	29	592
		下田代	15	33	
		砂子又(里除く)	58	132	
		里	204	398	
	10km~15km	猿ヶ森	23	55	659
		桑原	33	57	
		蒲野沢	98	229	
		上田屋	72	155	
		下田屋	34	57	
		石蔵平	20	45	
		豊栄	10	24	
	15km~20km	一里小屋	12	37	1,640
		鹿橋	57	127	
		石持	76	193	
		向野	49	105	
野牛		45	97		
目名		81	215		
早掛平		37	81		
大利		52	134		
東栄		11	24		
古野牛川		88	269		
20km~25km	入口	119	295	996	
	稲崎	14	48		
	褰部	28	52		
合計		岩屋	88	252	
		尻労	175	415	
		尻屋	90	329	
合計			2,820	6,681	

## 3 避難計画の基本方針

### 3-1. 緊急事態区分等の概要

《緊急事態の初期対応段階》



### 3-2. 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の防護措置

#### OPAZ（5 km）内

《警戒事態》

- ・施設敷地緊急事態要避難者（医療機関及び社会福祉施設等（以下、「医療福祉施設等」）含む）の避難の準備を実施する。

《施設敷地緊急事態》

- ・国の要請または村の独自の判断により施設敷地緊急事態要避難者（医療福祉施設等含む）の避難及びその他の住民の避難準備を実施する。

《全面緊急事態》

- ・国の指示または村の独自の判断により、住民の避難を実施する。
- ・放射線防護対策を実施した医療福祉施設等において、避難により健康リスクが高まる方が在所する場合には、村等の指示または施設等の判断により設備を起動させ、屋内退避する。

#### OUPZ（30 km）内

《警戒事態》

- ・こども園、東通小学校・中学校の生徒等の保護者受け渡しを実施する。  
ただし、保護者への引き渡しができない場合は避難も含めその対応を検討することとする。

《施設敷地緊急事態》

- ・屋内退避の準備を実施する。

《全面緊急事態》

- ・国の指示または村の独自の判断により、UPZ内の屋内退避を実施する。また、プラントの状況に応じてUPZの一部が避難を実施することがあり得る。

- ・放射線防護対策を実施した医療福祉施設等において、避難により健康リスクが高まる方が在所する場合には、必要に応じて設備を起動させ、屋内退避を継続する。  
《OILに基づく避難等》
- ・緊急時モニタリング結果を踏まえ、避難又は一時移転を指示した場合、その地域の避難や一時移転を実施する。

(参考) 対象ごとの主な防護措置一覧

	対象者・施設	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	OIL 値超過またはそのおそれ
P A Z	施設敷地緊急事態要避難者	・避難準備	・避難		
	医療福祉施設等	・避難準備	・避難		
	その他の住民		・避難準備	・避難	
U P Z	こども園、小・中学校	・保護者受け渡し	・屋内退避の準備	・屋内退避	・避難
	医療福祉施設等		・屋内退避の準備	・屋内退避	・避難 (避難対象地域ごと)
	その他の住民		・屋内退避の準備	・屋内退避	・避難 (避難対象地域ごと)

## 4 避難方法および避難経路

### 4-1. 避難方法

避難方法は、原則として以下のとおりとする。

#### ○陸路避難の方法及び経路

##### 【前提条件】

- ・道路の利用については避難経路上の放射線の測定結果等に基づき、当該経路が安全に使用可能と判断された場合に活用する。
- ・夜間や豪雪時の避難についても、予め対策を検討し円滑な避難に努める。
- ・地震・津波等により道路が寸断された場合は、屋内退避を実施するとともに、状況に応じ、一時的な避難場所を選定する。また、関係機関と協議し、海路・空路による避難等を検討する。

##### 【避難方法】

- ・自家用車避難においては、避難経路上の渋滞・混雑を緩和するため、交通規制・交通誘導を実施すると共に、避難の際は自家用車への乗り合せによる避難を推奨する。
- ・PAZ内の避難において安定ヨウ素剤の事前配布を受けている者は、自宅等から直接避難先へ向かうこととする。
- ・UPZ内の避難においては、避難対象地区ごとに段階的避難を実施する。
- ・途中、必要に応じて、避難退域時検査場所、安定ヨウ素剤緊急配布場所を経由して避難することとする。
- ・避難行動要支援者は、県または村が確保する避難車両により、一時集合場所等から避難することとし、避難先へ向かうこととする。

【バスの必要台数の目安は表4-1、一時集合場所は表4-2、避難先一覧は表4-3参照】

##### 【避難経路】

- ・下記の避難経路を基本とする。【図4-1】
- ・避難者の被ばく低減を図るため、必要に応じてモニタリングの実測値等による被ばくリスクが最小限となる避難経路を選定する。
- ・自然災害による道路の被災状況も踏まえ経路を選定する。

#### ◇発電所より南側の地区（老部地区、白糠地区）

国道338号を南下 ⇒ 下北半島縦貫道路等 ⇒ 国道4号 ⇒ 青森市（避難先）

#### ◇発電所より北側の地区（白糠・老部を除く全地区）

村道等 ⇒ 国道 338 号または主要地方道むつ尻屋崎線等 ⇒ 市道酪農 1 号  
注 (ボンサーブの通り) ⇒ 国道 279 号 ⇒ 国道 4 号 ⇒ 青森市 (避難先)  
注) 発電所北側の避難経路はむつ市街地に交通規制が行われることから市道酪農 1  
号線を経由し渋滞を回避して円滑な避難を実施する。【図 4-2】

#### ○海路避難の方法

- ・災害時に陸路の安全が確認できない場合等は、船舶の活用を検討する。
- ・民間船舶を基本とするが、自衛隊艦船、海上保安庁の船舶などあらゆる手段を検討し、県を通じて協議することとする。
- ・使用港については、当日の天候、災害の状況、船舶の配置状況等を勘案し決定するが、原則として 大間港、脇野沢港 を活用する。【図 4-3】
- ・港までの移動は一時集合場所からのバスなどを活用することとし県と調整し手配する。

#### ○空路避難の方法

- ・災害時に陸路の安全が確認できない場合や集落が孤立化した場合等は、ヘリコプターの活用を検討する。
- ・ヘリコプターの使用について県を通じて協議することとする。
- ・離着陸場所については、天候、災害の状況等を勘案し決定する。
- ・離着陸場所までの移動は原則として徒歩とし、必要に応じて自家用車利用、または、一時集合場所からのバスなどを県と調整し手配する。

### 4-2. 学校施設及び児童が通所する社会福祉施設の対応

- 東通中学校、東通小学校、こども園ひがしどおりにおいて、警戒事態で、村からの指示、または独自の判断により、園児、児童、生徒の保護者受け渡しを実施する。
- 全面緊急事態に至った場合には、PAZ内に対する避難指示、UPZ内への屋内退避指示が発出されることから状況に応じて保護者受け渡しを中止する。
- 保護者への引き渡しができない場合は避難も含めその対応を検討することとする。
- 学校所在地が避難対象区域となった場合は、村の指示に従いバス等により青森市への避難を行う。
- 避難車両の確保については、スクールバス業者を中心に村が県と協議し確保する。

### 4-3. 関係機関の状況

- 警察・消防・自衛隊等の活動状況について、情報収集と連携に努める。
- 特に複合災害時や冬季間には、関係機関から避難経路や避難先の被害状況等の情報を踏まえ、避難経路を検討し、避難実施計画に反映することとする。

#### 4-4. 緊急時モニタリング結果に基づく避難経路の選定及び避難誘導中の環境放射線モニタリング

- 避難の誘導に当たっては、避難者の被ばく低減を図るため、緊急時モニタリングの結果に基づき被ばくリスクを最小限とする避難経路を選定する。
- 避難誘導中についても、状況の判断ができるように、村職員が空間放射線量率の測定を行う。また、資機材の整備や村職員の教育・訓練等の実施に努める。

#### 4-5. 残留者への対応

- 村は、警察、消防、行政連絡員、民生委員、消防団と連携し、残留者の確認を行う。
- 村は、消防、消防団と連携し、広報車等による残留者への巡回広報を行う。
- 効率的な残留者の把握のため、玄関等への表示などの避難済みの世帯の確認方法の検討を行うとともに、当該方法の関係機関との情報の共有化を図る。

#### 4-6. 避難誘導時の食料等の支給について

- 避難中又は避難後の住民へ水・食料等の提供については、村の備蓄物資を支給するとともに、不足する場合は、県及び受入市町村等と協議する。
- なお、避難者においては、可能な範囲で避難直後の食料品（2日分）を持参して避難することを呼びかけるものとする。

#### 4-7. 避難時の住民における留意事項

- 避難にあたっては、貴重品・着替えなどは必要最小限とし、荷物は、屋外での放射性物質による汚染を防止するため袋等に入れ携行すること。
- 放射性物質の体の表面への付着や体内への取り込みを防ぐため、長袖の上着、長ズボン、帽子、マスクなど肌の露出をできるだけ避けた服装を心がけること。
- 避難にあたっては、隣近所に声を掛け合い、助けあって避難すること。
- 家畜等について、可能であれば長期間分の餌・水などを与えてよいが、人の避難が最優先であること。家畜等の救護は、避難後に行政等の指示に従うこと。

#### 4-8. 誘導時の村職員における留意事項

- 職員は冷静に行動し、住民の安全の確保や適切な情報伝達に努めること。
- 防災作業服や腕章等により、立場や役割を明確にすること。
- 住民にわかりやすく状況を説明し、無用な不安を与えないこと。

#### 4-9. 避難を円滑に行うための対応

##### (1) 避難者カード【図4-4】

- ①避難者は円滑な避難者の識別のため、避難所へ入所する際、避難所の受付に避難者カードを提出することとする。避難者は、予め配布する避難者カードに必要事項を記入しておくものとする。避難者カードを受領していない者は、避難

所の受付にて避難者カードを受領し、記入した後に提出する。

②避難所では、記載された避難者カードを回収・整理し、避難者名簿を作成する。

(2) 避難車両認識票【図4-5、図4-6】

①避難車両の識別のため市町村ごとに色分けした避難車両認識票を配布し避難車両に掲示させる。(東通村PAZ：黄、東通村UPZ：オレンジ)

②避難車両認識票には、安定ヨウ素剤の配布、避難退域時検査の完了について表記する。

(3) 避難者カード、避難車両認識票の配布・回収について

①避難者には、PAZ内は事前に配布し、避難所で回収する。

②PAZ内における安定ヨウ素剤未配布者（施設敷地緊急事態要避難者含む）及びUPZ内は、避難時に安定ヨウ素剤の緊急配布場所やバス避難のための一時集合場所などで配布し、避難所で回収する。

○表 4-1 バスの必要台数の目安（1台 40名で計算）

区域	発電所からの距離	地区	バス避難人数			バス台数	
			避難行動要支援者（在宅）※1	付添者数※2	計	小計	合計
予防的防護措置を準備する区域（PAZ）	0～5km	小田野沢	18	18	36	1	5
		老部	22	22	44	2	
		白糠	31	31	62	2	
PAZ 合計						5	
緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）	5km～10km	上田代	1	1	2	1	1
		下田代	0	0	0		
		砂子又（里含む）	6	6	12		
	10km～15km	猿ヶ森	0	0	0	2	2
		桑原	2	2	4		
		蒲野沢	5	5	10		
		上田屋	4	4	8		
		下田屋	2	2	4		
		石蔵平	3	3	6		
		豊栄	0	0	0		
		一里小屋	0	0	0		
	15km～20km	鹿橋	9	9	18	2	3
		石持	6	6	12		
		野牛	2	2	4		
		目名	5	5	10		
		向野	1	1	2		
		早掛平	2	2	4		
		大和	3	3	6	1	
		東栄	0	0	0		
		稲崎	0	0	0		
		古野牛川	4	4	8		
入口		5	5	10			
裏部	1	1	2				
20km～25km	尻労	10	10	20	1	1	
	岩屋	6	6	12			
	尻屋	0	0	0			
UPZ 合計						7	
総合計						12	

※1 避難行動要支援者（在宅）：要介護3～5、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級の単身世帯者、難病患者、自治体が支援を決めた方など。（医療福祉施設入所者は各施設避難計画による）  
ただし、上記には福祉車両等を活用する者も含まれる。

※2 付添者数：在宅支援者1名につき1名

○学校・教育施設のバス必要台数の目安

・東通小学校、中学校 14台（最大）、こども園ひがしどおり 5台（幼稚園バス）

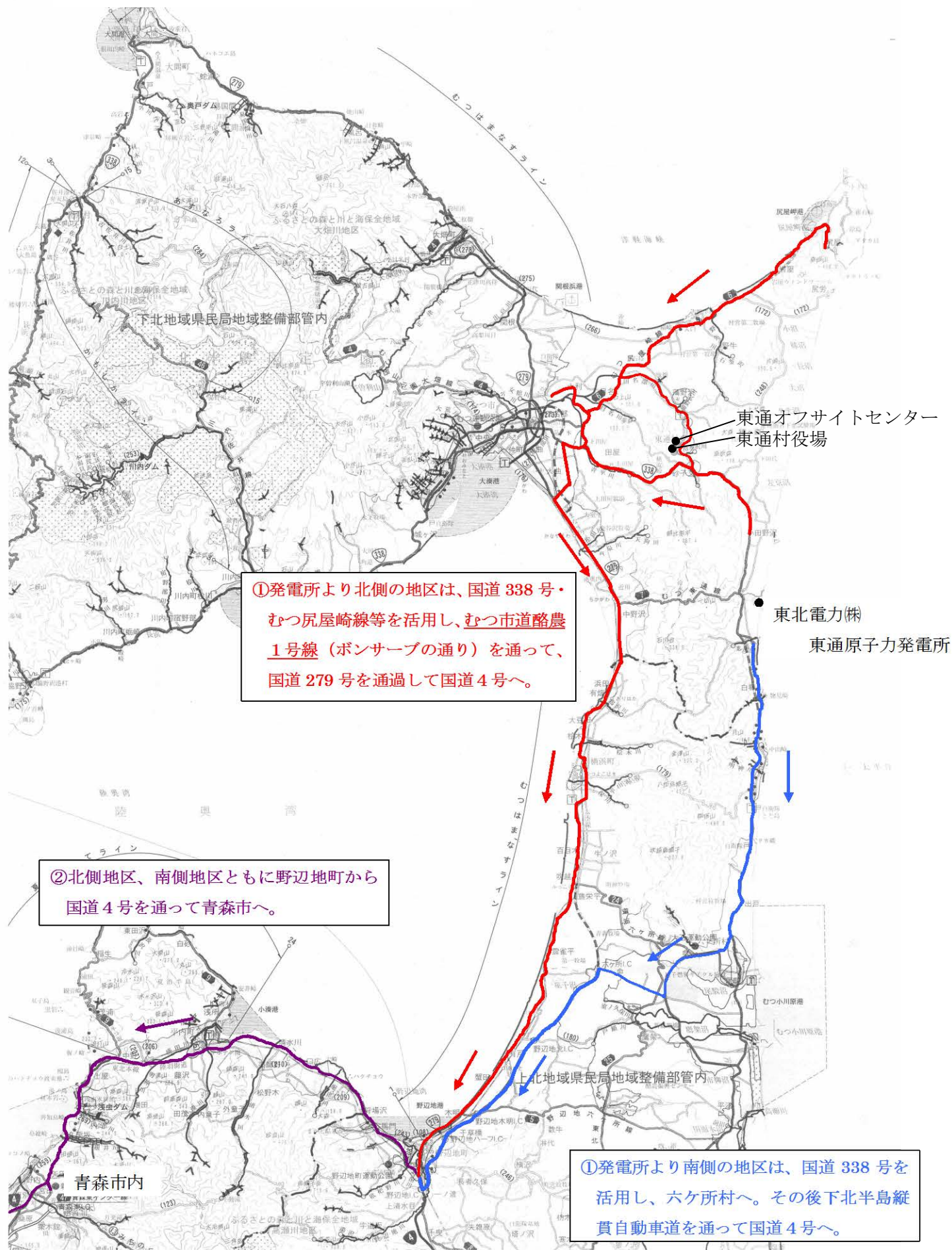


○表 4-2 バス避難時の一時集合場所一覧

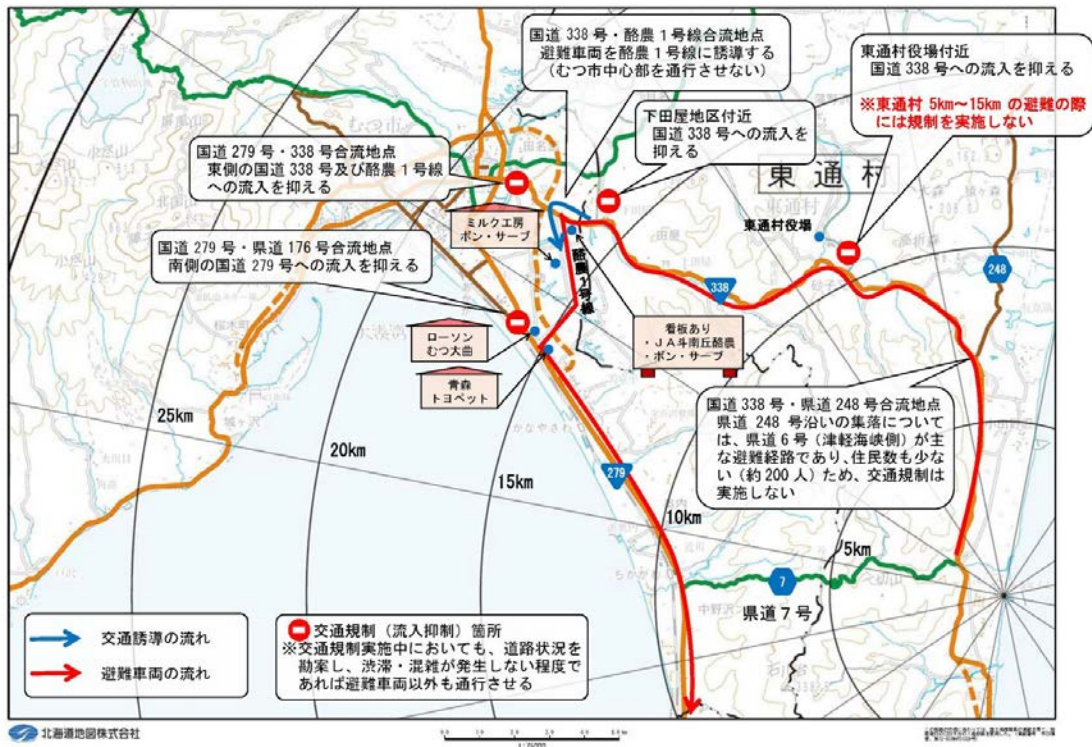
地区名	一時集合場所	住所	電話番号
小田野沢	小田野沢地区学習等供用センター	小田野沢字北向 37-2	48-2003
	東京電力 HD(株)新小田野沢寮敷地 ※	小田野沢字中川目 55-2	—
老部	東通村南地区基幹集落センター	白糠字前田 44-231	46-2940
白糠	白糠地区多目的集会施設「いさりび館」	白糠字向流 109-2	46-2006
	白糠地区避難施設	白糠字下馬坂 81-1	—
上田代 下田代	田代地区多目的集会施設	砂子又字大川目 25-1	48-2388
砂子又	砂子又地区多目的集会施設「ふれあいの館」	砂子又字川原 10-1	48-2809
里	東通村体育館	砂子又字沢内 5-34	27-2200
猿ヶ森	猿ヶ森農民研修所	猿ヶ森字村中 34	48-2826
桑原	桑原集会所	砂子又字新田 29-12	—
上田屋	上田屋地区多目的集会施設「能舞の館たや」	田屋字家ノ上 8-2	27-3207
下田屋	下田屋部落集会所	田屋字沢 44-1	—
石蔵平	石蔵平集会所	田屋字館古横道 112-1	—
豊栄	豊栄集会所	田屋字館古横道 221	—
一里小屋	一里小屋婦人ホーム	田屋字館古横道 32-8	—
蒲野沢	蒲野沢地区多目的集会施設「山あいの里」	蒲野沢字前田 24-1	27-3066
鹿橋	鹿橋集会所	蒲野沢字鹿橋山 2-12	27-3021
向野	向野ふれあいセンター	目名字向野 37-8	—
目名	布名見の里	目名字掛畑 3-1	27-2055
大利	大利地区多目的集会施設「ふるさと伝承館」	大利字冷水 5-2 地内	27-2145
早掛平	早掛平部落集会所	大利字早掛平 27-3	—
石持	石持地区活力増進センター	蒲野沢字石持 51-1	27-2086
東栄	大地の里	蒲野沢字大久保 76	—
稲崎	稲崎地区多目的集会施設「稲崎の館」	野牛字稲崎平 21-1	—
入口	入口地区多目的集会施設「入口かしわの館」	野牛字釜ノ平 53-2	27-2052
古野牛川	古野牛川地区多目的集会施設「しおさいの館」	野牛字釜ノ平 5-83	27-2234
野牛	野牛部落会館	野牛字水上 6	27-2054
褒部	褒部集会所	岩屋字田畑 11-3	—
岩屋	岩屋集会所	岩屋字往来 135-5	47-2032
	岩屋漁村センター	岩屋字往来 173	47-2827
	旧岩屋小学校 ※	岩屋字小沢平 1-15	—
尻労	尻労漁村センター	尻労字小倉 11-4	47-2818
尻屋	東通村北地区基幹集落センター	尻屋字山根 61-2	47-2815

※は、津波警報等で海拔の低い一時集合場所が使用できない場合の代替施設とする。

○図4-1 陸路避難経路図(案)



○図 4-2 効率的避難のための交通規制箇所（むつ市からの流入車両規制）



【出典:東通原子力発電所の原子力災害時における広域避難の基本的な考え方】

○図 4-3 海路避難における活用船舶案

社名・船名	旅客数 (人)	積載台数 乗用車 (台)	避難に活用を 想定する航路	バリアフリー対応
<b>津軽海峡フェリー株式会社</b>				
大函丸	478	60 又はトラック2台	大間~函館	○
<b>大間港活用による避難可能者数 (1日)</b>	<b>478人</b>	<b>×3往復</b>		<b>= 1,434人 ①</b>
<b>むつ湾フェリー株式会社</b>				
かもしか	240	20 又は大型バス4台	脇野沢~蟹田	○
<b>シライイン株式会社</b>				
ポーラスター	96	-	脇野沢~青森	○
<b>仏ヶ浦海上観光株式会社</b>				
ニュー下北 (4 隻)	449	-	(佐井)・脇野沢~蟹田 (平館・青森)	
<b>佐井定期観光株式会社</b>				
サイライト号	89	-	(佐井)・脇野沢~蟹田 (平館・青森)	
シーナイト号	69	-	蟹田 (平館・青森)	
<b>むつ市</b>				
夢の平成号	43 他に立寄港	-	(佐井)・脇野沢~蟹田 (平館・青森)	
<b>脇野沢港活用による避難可能者数 (1日)</b>	<b>986人</b>	<b>×3往復</b>		<b>= 2,958人 ②</b>
<b>大間・脇野沢避難可能者数合計</b>				<b>= 4,392人</b>



【出典:東通原子力発電所の原子力災害時における広域避難の基本的な考え方】

○表 4 - 3 地区別避難先

施設名称	所在地	電話番号	収容人員 (人)	地区	人口	計
ゆーさ浅虫	青森市浅虫字蛭谷 341-19	017-737-5151	120	上田代	33	117
				下田代	29	
				猿ヶ森	55	
マエダアリーナ (新青森県総合運動公園総合体育館)	青森市大字宮田字 高瀬 22-2	017-737-0600	2,560	老部	823	2,479
				白糖	1,146	
				小田野沢 (畑浦、浜通以外)	510	
青森工業高等学校	青森市大字馬屋尻 字清水流 204-1	017-737-3600	580	蒲野沢	229	544
				小田野沢(畑浦、浜通)	315	
野内小学校	青森市大字野内字 菊川 153	017-726-3240	250	上田屋	155	212
				下田屋	57	
原別小学校	青森市大字原別字 袖崎 8	017-726-3100	400	目名	215	320
				向野	105	
東陽小学校	青森市大字宮田字 玉水 181-1	017-726-2227	350	早掛平	81	215
				大利	134	
青森商業高等学校	青森市戸山字安原 7-1	017-736-6116	510	尻労	415	415
東中学校	青森市大字八幡林 字熊谷 28	017-726-2135	470	岩屋	252	445
				石持	193	
東部市民センター	青森市原別三丁目 8-1	017-736-6255	160	石蔵平	45	106
				一里小屋	37	
				豊栄	24	
青森東高等学校	青森市原別三丁目 1-1	017-736-2444	500	尻屋	329	456
				鹿橋	127	
造道小学校	青森市造道三丁目 4-16	017-741-0614	410	古野牛川	269	326
				桑原	57	
造道中学校	青森市岡造道二丁目 14-1	017-741-3413	550	野牛	97	516
				褰部	52	
				東栄	24	
				稲崎	48	
				入口	295	
県立保健大学	青森市大字浜館字 間瀬 58-1	017-765-2000	550	砂子又(里含む)	530	530



○図 4 - 5 避難車両車両認識票【PAZ】(東通村の様式例)

東通村(PAZ)		
避難車両		
安定ヨウ素剤服用	避難退域時検査	避難所受付

○図 4 - 6 避難車両認識票【UPZ】(東通村の様式例)

東通村(UPZ)		
避難車両		
安定ヨウ素剤服用	避難退域時検査	避難所受付

## 5 避難行動要支援者等への支援

### 5-1. 避難行動要支援者（在宅）への支援

- 村は、避難行動要支援者名簿に基づき、避難指示地区の一時集合場所へバス、県または村が確保する避難車両を配備する。
- 村は、避難において、福祉車両等が必要な場合には、県、近隣の市町村又は社会福祉施設等と調整し確保することとする。
- 村は、個別支援計画に基づき、消防団、民生委員の協力のもと避難行動要支援者の避難を支援する。

### 5-2. 医療福祉施設等入所者への対応

- 医療機関及び社会福祉施設等（以下、「医療福祉施設等」）においては、各施設の避難計画に基づいて防護措置を実施する。
- 医療福祉施設等において、避難車両が不足する場合は、医療福祉施設の管理者は村に対して避難車両の確保を要請し、村は県と調整し確保することとする。

### 5-3. 放射線防護対策施設の対応

- 放射線防護対策を実施した医療福祉施設等において、避難により健康リスクが高まる方がいる場合には、全面緊急事態において、村等からの指示に従い、または独自の判断により、屋内退避させるとともに、放射線防護対策設備を起動させる。
- 施設内への屋内退避においては、あらかじめ整備した食料や物資などの資機材を活用するが、不足する物品については村災害対策本部へ連絡するものとする。

### 5-4. 受入施設の確保

- 避難行動要支援者は、原則として一般避難所へ避難し、必要に応じて、県と調整した医療福祉施設、旅館ホテル等へ二次避難する。（福祉避難所の確保）
- 医療福祉施設等入所者（原子力災害に係る避難先施設登録制度の活用）の受入施設について、村は県と調整し、県が受入施設を決定し、避難経路や受入施設については、村が避難元施設に正確に連絡することとする。
- 受入施設への避難は、原則として、避難元施設から避難退域時検査場所を經由し直接避難する。

## 6 安定ヨウ素剤の配布、服用等

### 6-1. 安定ヨウ素剤の配布、服用等に係る方針

#### ○PAZ

- ・全面緊急事態に至った場合、避難を即時に実施するなど予防的防護措置を実施することが必要となる。この避難に際して、安定ヨウ素剤の服用が適時かつ円滑に行うことができるように、事前配布し、国または県の指示、または村の独自の判断に従い服用させる。

#### ○UPZ

- ・全面緊急事態に至った場合、屋内退避を実施し、プラント状況や空間放射線量等に応じて避難等の防護措置を講じることから、避難等と併せて安定ヨウ素剤の服用を行うことができる体制を整備する。安定ヨウ素剤は国または県の指示、または村の独自の判断に従い、服用させる。

### 6-2. PAZへの安定ヨウ素剤の事前配布

○PAZ内の住民へは、医師による住民説明会を開催し、安定ヨウ素剤を事前配布する。

○安定ヨウ素剤の服用が不適切な者、乳幼児とその保護者等については、施設敷地緊急事態において避難するものとする。

### 6-3. PAZへの安定ヨウ素剤の緊急配布

○PAZ内の安定ヨウ素剤が服用可能な者のうち、未受領の方、または紛失、外出等により所持していない方へは、緊急配布場所で緊急配布を行う。

○安定ヨウ素剤は施設敷地緊急事態において、緊急配布場所へ運搬する。

○PAZ内の緊急配布場所は、以下のとおりとする。

対象地区	施設名
小田野沢	東通村体育館
老部、白糠	白糠地区避難施設

○原則として、国、県の指示、または村独自の判断により、緊急配布場所で配布し、服用を指示する。

### 6-4. UPZ内への安定ヨウ素剤の緊急配布

○原則として、国、県の指示、または村独自の判断により、緊急配布場所で配布し、服用を指示する。



○乳幼児用の粉末安定ヨウ素剤の内服液は警戒事態に至った段階で県の指示により調剤を開始する。

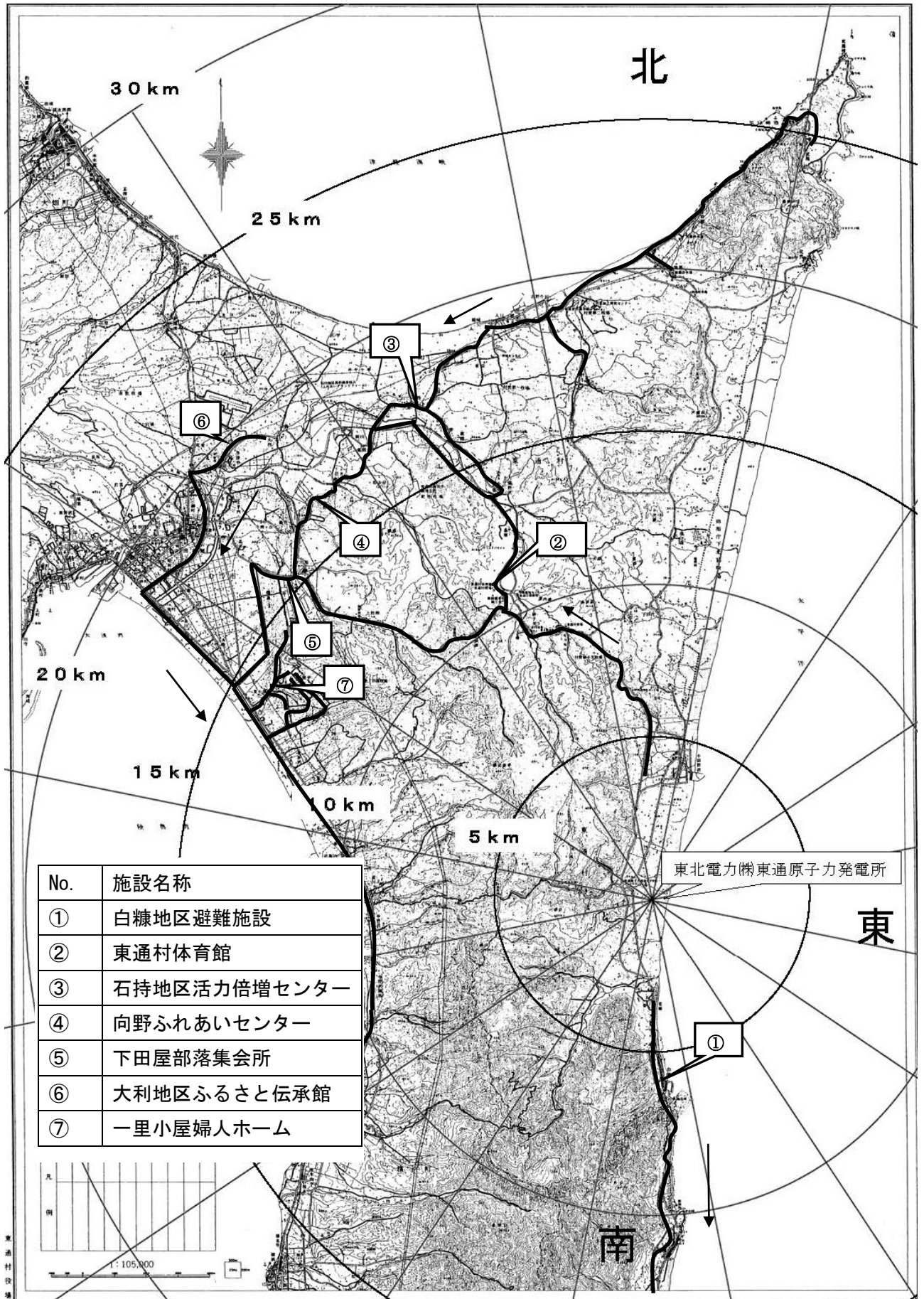
○安定ヨウ素剤（調剤した内服液含む）は施設敷地緊急事態において、緊急配布場所へ運搬する。

○UPZ内の緊急配布場所は、以下のとおりとする。

対象地区	施設名
尻屋、尻労、岩屋、襦部、野牛、古野牛川、入口、稲崎、東栄、鹿橋、蒲野沢、桑原、石持	石持地区活力倍增センター
砂子又（里含む）、猿ヶ森、下田代、上田代	東通村体育館
向野、目名	向野ふれあいセンター
大利、早掛平	大利地区ふるさと伝承館
上田屋、下田屋	下田屋部落集会所
豊栄、石蔵平、一里小屋	一里小屋婦人ホーム

※本表の対象地区と配布場所はあくまでも計画であり、他地区の住民であっても配布可能とする。

○図6-1 安定ヨウ素剤緊急配布場所配置図



## 7 避難等に関する指示、情報伝達

### 7-1. 広報手段

○避難等に関する広報は、防災行政無線、広報車、IP告知端末、メール配信サービス、エリアメール、ホームページなど様々な手段を使用して行う。

### 7-2. 主な広報内容

#### ○警戒事態

- ・原子力発電所等の状況
- ・現時点で避難の必要はないこと
- ・施設敷地緊急事態要避難者の避難準備【PAZ】
- ・園児、児童、生徒の保護者受け渡しの開始

#### ○施設敷地緊急事態

- ・原子力発電所等の状況
- ・施設敷地緊急事態要避難者の避難【PAZ】  
(手段、避難先、一時集合場所)

#### ○全面緊急事態

- ・原子力発電所等の状況
- ・住民避難【PAZ】  
(手段、避難先、一時集合場所)
- ・屋内退避【UPZ】
- ・安定ヨウ素剤の服用【PAZ】
- ・安定ヨウ素剤の緊急配布【PAZ】

#### ○OILに基づく避難

- ・原子力発電所等の状況
- ・対象地区住民の避難【UPZ】  
(手段、避難先、一時集合場所)
- ・安定ヨウ素剤の緊急配布・服用【UPZ】

※いずれの事態においても、自主避難を控え、村の指示に従い落ち着いて行動するよう広報する。

### 7-3. 関係機関への指示、情報伝達

#### ○学校施設及び児童が通所する社会福祉施設への通信連絡

- ・村は、東通小学校、中学校、こども園ひがしどおりへ、事故情報等の連絡、保護者受け渡しの開始、屋内退避、避難等の指示を行う。

#### ○医療福祉施設等への通信連絡

- ・村は、村内医療福祉施設等へ、事故情報等の連絡、屋内退避、放射線防護対策の実施、避難等の指示を行う。

#### ○関係機関への通信連絡

- ・村は、村内関係機関（行政連絡員、漁協、関係団体等）へ関係部を通じて事故情報等の連絡を行う。

## 8 避難の実施

### 8-1. 避難実施計画（案）の準備

- 原子力災害発生時に迅速かつ円滑に住民を避難させるため、災害発生以降でなければ確定することができない部分を除き、本計画に基づき、予め地区ごとに想定される対策を検討するとともに、関係機関と調整の上、避難実施計画（案）を作成する。
- また、平常時より、避難に必要となる事項について住民及び関係機関への周知に努める。

### 8-2. 避難実施計画の作成時期

- 避難実施計画は、警戒事態発生以降に必要な都度作成するものとする。
- 避難実施計画は、事態の進展を勘案し、関係機関と調整の上、予め作成している避難実施計画（案）を活用し、災害発生以降に確定した内容を反映し、すみやかに作成するものとする。

### 8-3. 避難実施計画の作成者

- 避難実施計画は、東通村災害対策本部（事務局）が作成し、本部長の承認を得ることとする。

### 8-4. 避難実施計画の周知

- 避難実施計画を作成した際は、防災関係機関に対し、避難実施計画を伝達するとともに、避難の実施に係る協力を要請する。

### 8-5. 避難の実施

- 避難は、国の指示又は村の独自の判断に基づき避難対象区域における避難を実施する。
- 避難の実施にあたっては、本計画に基づき災害発生以降に作成した避難実施計画に従い実施する。

## ■■用語説明■■

## ○原子力災害対策重点区域

原子力災害が発生した場合において、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある範囲を定め、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくための区域。実用発電用原子炉（原子力発電所）の場合、当該区域は、PAZとUPZに区分される。

## ○PAZ (Precautionary Action Zone)

予防的防護措置を準備する区域、原子力施設から概ね5 km圏内、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前から予防的に防護措置を準備する区域。

## ○UPZ (Urgent Protective action planning Zone)

緊急時防護措置を準備する区域、原子力施設から概ね30 km圏内、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、緊急時防護措置を準備する区域。

## ○OIL (Operational Intervention Level)

運用上の介入レベル、UPZ及びUPZ外において、放射性物質が環境へ放出された場合に緊急時の環境放射線モニタリングによる測定結果を照らして防護措置の実施を判断する基準。

## ○要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。

## ○施設敷地緊急事態要避難者

避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者。

## ○避難行動要支援者

市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保

を図るため特に支援を要する者。

#### ○警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれがある緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。

#### ○施設敷地緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。

#### ○全面緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

#### ○原災法第10条通報

原子力防災管理者（原子力事業者）は、政令で定める事象が発生した場合、原子力災害対策特別措置法第10条に基づき、その旨を直ちに関係機関へ通報する。

#### ○原災法第15条報告

原子力防災管理者（原子力事業者）は、政令で定める原子力緊急事態に該当する事象が発生した場合、原子力災害対策特別措置法第15条に基づき、原子力規制委員会に報告する。

#### ○原子力緊急事態宣言

原子力規制委員会が原子力防災管理者（原子力事業者）より、受けた報告が政令に定める原子力緊急事態に該当すると判断した場合は、内閣総理大臣は原子力緊急事態を宣言する。